

アームズ・レングス・ルールの意義とその歴史

神 吉 正 三

はじめに

銀行をめぐる規制・制度には、さまざまなものがある。他の業種に見られない銀行法上の特有の規制・制度として、銀行に一定以上の自己資本を求める自己資本比率規制（銀行法14条の2。以下、銀行法については、原則として「銀行法」の表記を省略する）と自己資本比率規制に連動する形で発動される早期正措置制度（26条）、銀行が持分会社の無限責任社員または業務執行社員となることの禁止（12条の4）、大口信用供与等限度額規制¹（13条）、アームズ・レングス・ルール（13条の2）、他業の禁止（12）といったものがある。これらの規制・制度は、直接あるいは間接的に銀行に財務の健全性を維持することを求めることを目的とする点で共通するとともに、銀行の日常の業務運営における健全性の維持をも求めていると考えられる。

銀行に財務の健全性維持を求める銀行法の他の規定として、銀行の資本金の額に関する規制²（5条1項・2項）、剰余金配当に際して内閣府令の

1 詳細は、拙稿「大口信用供与規制の遵守と銀行取締役の責任（一）（二・完）」参照。流通経済大学法学部開校記念論文集編集委員会編『法学部開校記念論文集』（流通経済大学出版会、2002年）125頁～176頁、流経法学2巻1号（2002年）1頁～42頁参照。

2 銀行の最低資本金は、銀行法施行令3条により、20億円である。なお、銀

定めに従って資本準備金または利益準備金への計上を義務付ける規制（18条）がある。後者は、各準備金への計上を会社法による規制以上に強化することによって、銀行に財務の健全性維持を求めている。

このような銀行経営全般にわたる健全性を求める規制の趣旨や目的については、国民の最大の資産である預金の払戻しに支障が生じることを回避するために、監督当局による監督に加えて、銀行の経営を常時側面から監視するとともに、銀行の経営を銀行自ら健全なものへと向かわせる意義と効果を期待したものであるように思われる³。

銀行をめぐるさまざまな規制の中でも、アームズ・レングス・ルールについては、違反に基づいて行政処分が行われた例や、これに関する裁判例はないものと思われる。研究の対象とすべき材料がないからか、アームズ・レングス・ルールに関する先行研究は、ほとんど存在しない⁴。ところで、持株会社の下での経営に象徴されるように、グループ経営が指向さ

3 行は、株式会社であることを求められ（4条の2柱書）、会社法では最低資本金制度が廃止された。銀行法が銀行の最低資本金を20億円と定めているのは、銀行に一定以上の経営規模と財務基盤を求めることにより、銀行業に免許制をとっていること（4条）と併せて、泡沫銀行の設立を排除する趣旨が認められる。

また、銀行法上、銀行の設立には発起設立と募集設立のいずれにすべきかに関する規制は存在しないが、設立当初から、20億円以上の資本金を社会から実際に集めることができることという、銀行の設立に関する社会的な必要性が求められていると考えられる。

3 ただし、銀行法が1条2項で、銀行の私企業性を明定したことにも重要な意味がある。

4 先行研究として、家根田正美＝小田大輔「アームズ・レングス・ルール（1）～（4）」金融法務事情1935号（2011年）6頁～10頁・1937号24頁～28頁・1939号24頁～28頁・1955号（以上2012年）78頁～81頁がある。ほかに、保険会社グループを対象とした先行研究として梅津昭彦「保険会社グループ内取引規制に関する一考察——アームズ・レングス・ルールによる対応」損害保険研究75巻3号（2013年）121頁～139頁、アメリカ法に関する先行研究として神作裕之「金融コングロマリットにおけるグループ内取引に係る監督法上の規制」岩原紳作＝山下友信＝神田秀樹編『会社・金融・法〔下巻〕』（商事法務、2013年）407頁～444頁があるものの、ごく少数にとどまる。

れる現在のわが国において、グループ利益の向上を図る必要性が認識される。ところが、企業結合法制を欠くわが国では、グループ内で利益を移転することによってグループ利益の最大化を図ることについては、各社の少数株主保護を重視し、極めて抑制的に解釈するのが一般的である⁵。アームズ・レングス・ルールを銀行からの特定の取引相手方への利益の移転を禁止する規制であるとみると、銀行は、会社法上も銀行法上も、グループ内の会社間での利益の移転を許されていないことになる。

以上を踏まえれば、アームズ・レングス・ルールについて、銀行持株会社制度の下でグループ経営が認められたこととの関係や、関連する法制度をも含めて総合的に研究を進める意義は大きいと考えられる。そこで本稿では、アームズ・レングス・ルールに関する序論的考察として、その概要を述べたうえで（第1章）、わが国にアームズ・レングス・ルールが導入された経緯と改正の過程を振り返るとともに（第2章）、その意義について検討する（第3章）。

第1章 アームズ・レングス・ルールの概要

アームズ・レングス・ルールとは、銀行が特定関係者およびその顧客との間で行う取引を対象として、取引の条件が当該銀行の通常取引の条件に照らして当該銀行に不利益を与える一定の取引を禁止するものである⁶（13条の2）。なお、特定関係者とは、アームズ・レングス・ルールの対象となる銀行の取引の相手方を確定するための概念である。当該銀行と特殊の関係のある者のことであり、当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株

5 柴田・後掲注32の文献のほか、酒巻俊雄「親子会社間の取締役の責任」同『取締役の責任と会社支配』（成文堂、1967年）38頁も参照。

6 ただし、銀行に有利となる条件での取引も禁止されている。銀行法施行規則14条の11第2号参照。

主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者などが該当する。具体的には、銀行法施行令4条の2および銀行法施行規則14条の7（以下では、それぞれ原則として「施行令」、「施行規則」と略記する）に規定されており、その範囲はかなり広い。アームズ・レングス・ルールは、銀行が特定関係者およびその顧客との間で取引を行うこと自体を禁止するのではなく、取引条件に着目して、銀行に不利益を与える条件での取引を禁止している点に特徴がある。特定関係者の範囲を含めて、規制の内容は政令および内閣府令への委任事項を含む非常に複雑なものである。

なお、銀行持株会社について、同旨の規定は置かれていない。銀行持株会社は銀行の特定関係者とされているから（施行令4条の2第3号）、銀行の側を規制すれば、重ねて銀行持株会社について同様の規制を置く必要はないとも考えられる。罰則が置かれていない点も特徴である。アームズ・レングス・ルールに違反する取引を銀行が行うと、金融監督を通して違反の事実が監督当局に発見・把握され、24条以下の行政処分の対象となる。そして、銀行が行政処分に従わない場合にはじめて、罰則の対象となる（63条参照）。

規制の内容に関する詳細な検討は別稿に譲って、第2章では、規制の歴史について述べる。

第2章 アームズ・レングス・ルールの歴史

第1節 1993（平成5）年金融制度改革

アームズ・レングス・ルールは、1993（平成5）年の金融制度改革で、業態別子会社方式によって銀行が信託業務および証券業務に参入することが可能となった際に、これによる弊害の是正策の一つとして導入された。制度創設の経緯について、詳しく述べる。

アームズ・レングス・ルールは、銀行に不利益を生じさせる親子関係を利用した取引行為によって、銀行業務の健全かつ適切な発展が阻害されることを防止することを目的として制定された⁷。金融制度調査会答申（1991（平成3）年6月25日）「新しい金融制度について」⁸を受けて、制度化されたものである。

1993年までのわが国の金融制度は、長期信用銀行制度、信託銀行制度、外国為替専門銀行制度、銀行と証券の分離制度にみられるように、各業務別に縦割りの専門的な分業制度がとられていた。しかし、経済・金融環境の変化や、国民の金融商品・サービスに対するニーズの多様化・高度化といった点を踏まえ、金融機関相互の競争を促進することによって国民福祉の増大に寄与すべきとの観点から、金融制度調査会は、業態別子会社方式による相互参入を答申した⁹。

ただし、相互参入に伴う弊害として、金融機関経営の健全性への影響と、銀行・証券業務間における利益相反の可能性が指摘された。金融制度調査会は、その是正策として、銀行法、証券取引法（現金融商品取引法）等の当時の法令上の規制の活用、各金融機関の自主規制、自己資本の充実、ディスクロージャーの拡充、監督当局のモニタリングといったさまざまな手段を提案し、それでも弊害に十分対応できない場合の新たな措置として、法令上の根拠を有することを求めたうえで、連結ベースでの大口信用供与規制とアームズ・レングス・ルールの創設を提案した¹⁰。

相互参入に伴う弊害として、銀行と子会社との間での利益相反が意識さ

7 小山昭昭『銀行法精義』（金融財政事情研究会、2018年）32頁。

8 金融'91年7月号21頁以下参照。

9 金融制度調査会答申（1991（平成3）年6月25日）「新しい金融制度について」第1編第2章（金融'91年7月号23頁～25頁）参照。

10 金融制度調査会答申・前掲注9・第1編第4章3.（1）（金融'91年7月号32頁）参照。なお、1993年の銀行法改正では、大口信用供与規制についても、連結ベースでの規制が行われることとなった。小山・前掲注7・33頁参照。

れ、その是正策としてアームズ・レングス・ルールが提案された点に注意を要する。このように、アームズ・レングス・ルールは、利益相反取引の規制と密接な関係を有する。なお、答申では、新たな措置の創設に際して、「制度の見直しの意義を減殺しないように必要最小限のものとすることが重要である。特に、資金面を中心とする親子会社間の取引を完全に遮断してしまうと、相互参入の効果を減殺するという弊害の方が大きくなるおそれがあることに留意する必要がある。」¹¹ との条件が付言されている。現行の13条の2が銀行と特定関係者との間の取引自体を禁止していないのは、この考え方を踏まえたものである。とくに銀行の子会社等に対する融資取引を絶対的に禁止することは、当該の子会社等が親銀行とは別の銀行から融資を受けるという非効率な事態を発生させるから、相互参入によるグループ経営を認めた趣旨と相いれない¹²。

アームズ・レングス・ルールは、このような経緯を経て創設された。1993（平成5）年改正後の銀行法には、16条の3が新設され、アームズ・レングス・ルールについて以下のような規定が置かれた。現行の13条の2の規定は、1993年改正後の16条の3の規定を基本的に踏襲しつつ、規制の対象者を子会社等から特定関係者へと順次拡大し、例外となる取引を設けつつ現在の姿に至っていると理解できる。

（子会社との間の取引等）

第16条の3 銀行は、その子会社等（当該銀行が前条第1項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下こ

11 金融制度調査会答申・前掲注9・第1編第4章3.（1）（金融'91年7月号32頁）。

12 この点について、「当該子会社等との間でも、独立企業間と同様の取引または行為を求めるとの基本的な考え方を「取引の条件」の面で明確に表現したものである。」と、当時の大蔵省の担当者によって説明されている。仲浩史＝中村明雄「金融制度・証券取引制度改革法の概要」商事法務1293号（1992年）4頁参照。

の条において同じ。)又は顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものと認められる取引をすること。
- 二 子会社等との間又は子会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引または行為

第2節 1998(平成10)年の持株会社制度の解禁に伴う銀行法改正

次にアームズ・レングス・ルールの改正が行われたのは、1998(平成10)年の銀行法改正による銀行持株会社制度の解禁に伴うものである。改正の経緯を説明する。

銀行法改正に先立って、1997年に独占禁止法が改正され、第二次世界大戦後50年以上続いた持株会社の禁止政策が抜本的に改正され、持株会社の設立とこれへの転化が自由化された。このような大きな時代の変化を受けて、金融制度調査会答申(1997(平成9)年6月13日)「我が国金融システムの改革について」¹³が公表された。

答申では、21世紀を展望して、金融機関が基本的機能である金融仲介機能と決済機能を十分に発揮することが必要であるとの問題意識の下、成長産業および世界の国々への資金供給の円滑化と資源の最適配分の必要性、金融機関の競争力強化の必要性を指摘し、これらに取り組むべき課題の一つとして、金融機関の商品・業務・組織形態の自由化と多様化を指摘した。

13 金融'97年7月号18頁以下参照。

そして、組織形態の自由化・多様化の手段として、金融持株会社制度の活用を提言するとともに、銀行持株会社制度の弊害を防止することを目的として、アームズ・レングス・ルール必要性を指摘した¹⁴。具体的には、「持株会社の経営管理の下で、銀行と持株会社又は兄弟会社との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等の弊害が生じることを防止するため、アームズ・レングス・ルール等の公正な取引を確保するための措置を講ずることが必要である。」¹⁵と指摘した。

この答申を受けて銀行法が改正され、アームズ・レングス・ルールに関する規定は、それまでの16条の3から、新設された13条の2に移された。あわせて「特定関係者」という概念が創設され、規制の対象者となる特定関係者は政令で指定されることとなった。特定関係者には、機関銀行化の弊害を防止する観点から、銀行持株会社を含む親法人等が新たに加えられるとともに、銀行の支配力基準と銀行または銀行の親法人等の影響力基準に基づく関連法人等が幅広く含まれることとなった¹⁶。

改正後の条文は以下のとおりである。なお、その後の改正では、後述する2016年改正を除いて、基本的には、特定関係者の範囲を順次拡大して現行の規制内容に至っている。

（特定関係者との間の取引等）

第13条の2 銀行は、その特定関係者（当該銀行が第16条の2第1項の認可を受けて株式を所有する会社、当該銀行を子会社（第52条の2第2項に規定する子会社（同条第3項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この条において同じ。）とする銀行持株会社

14 ここまでの答申の内容については、金融制度調査会答申（1997（平成9）年6月13日）「我が国金融システムの改革について——活力ある国民経済への貢献」Ⅱ．およびⅢ．（1）（金融'97年7月号19頁～20頁）参照。

15 金融制度調査会答申・前掲注14・Ⅳ．i．1．（3）①（金融'97年7月号23頁）。

16 木下信行編『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999年）251頁。

(第52条の2第1項に規定する銀行持株会社をいう。)、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。))又は特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものと認められるもの
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為

なお、1998年改正後までの本条では、アームズ・レングス・ルールの適用除外に関するただし書において、「公益上必要がある場合」と、「公益」概念を用いて適用除外を規定していた。しかし、ただし書は1999年(平成11)年に改められ、「ただし、当該取引又は行為をすることにつき総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。」となった。公益概念を用いず、現行法と同様に、適用除外の要件を総理府令・大蔵省令で定めるよう改正された。ここで公益概念が放棄されたのは、「公益」概念があいまいな概念であって、適用除外の要件を広く解釈する根拠にも、狭く解釈する根拠にもなるからであろう¹⁷。適用除外要件の明確化が図られるととも

17 銀行業務の「公共性」と銀行取締役の裁量の幅との関係について、広狭いずれの根拠ともなることについて、岩原紳作「金融機関取締役の注意義務——会社法と金融監督法の交錯」小塚壮一郎＝高橋美加編『商事法への提言』(商事ノ

に、アームズ・レングス・ルールの適用除外要件を限定する方向につながったといえる。

第3節 2002（平成14）年と2006（平成18）年の銀行法改正

2002（平成14）年改正では、銀行業への異業種からの新規参入ルールが整備されたことを受けて、「銀行主要株主」の概念が創設され、2006（平成18）年改正では、それまでの銀行代理店制度を見直して、新たに銀行代理業制度が創設された。これらに伴って、それぞれ、銀行主要株主と銀行代理業者を特定関係者に含める改正が行われた。

まず、2002（平成14）年改正では、それに先立って、2000（平成12）年5月30日に金融再生委員会と金融庁が連名で公表した「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」¹⁸によって、異業種からの銀行業への新規参入ルールが設けられた¹⁹。これを受けて、金融審議会第一部会報告（2000（平成12）年12月21日）「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」²⁰が公表され、銀行の主要株主に関するルールの整備が提言された。

すなわち、「企業会計の実質影響力基準による株主（法人のみならず個人等を含む単体又はグループの株主で20%以上の株式を保有する者。ただし、人的な関係や融資等の取引関係等を通じて重要な影響を与えることが

、法務、2004年）220頁参照。また、川口恭弘「事業の公益性と取締役の責任」商事法務1740号（2005年）10頁～16頁は、事業の公益性と取締役の注意義務の水準との関係、公益性の有無による注意義務違反が問われうる具体的な場面の違い、公益性と営利性との対立が生じる場面において取締役のとるべき対応といった問題を扱う。

18 金融2000年9月号13頁以下参照。

19 異業種の銀行業への参入と、銀行の異業種への参入を禁じた銀行法上のワンウェイ規制については、拙稿「銀行業と商業の分離政策と異業種による銀行業への参入——ワンウェイ規制を見直すべきか」村田彰先生還暦記念論文集編集委員会編『現代法と法システム』（酒井書店、2014年）445頁～461頁参照。

20 金融2001年2月15頁以下参照。

できる場合は15%以上等。) になろうとする者については、銀行の経営に対する実質的な影響力に着目して、「主要株主」と位置付け、株式取得に関し認可制とした上で、行政による適切な監督の対象とすることが適当である。」²¹ として、認可制を伴う銀行の主要株主に対する新たな規制を提案した。そして、主要株主の経営悪化によって主要株主が子銀行等の営業基盤を危険にさらす可能性に着目し、リスク遮断の必要性を指摘した上で、「銀行が主要株主に対して行う融資などの取引については、現行の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールなどを基本にしつつ、主要株主が不当な影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害を防止する等の観点から、主要株主に対する信用供与等について適正な量的規制を設定するなどの追加的な措置について検討することが適当である。」²² とした。

これにより、銀行法が改正され、13条の2の柱書において、特定関係者に「当該銀行の銀行主要株主」が加えられた²³。

次に、2006（平成18）年改正では、それまでに存在した銀行代理店制度の見直しが行われた。これは、インターネット専業銀行の出現やコンビニエンス・ストアにATMを設置して金融サービスを提供する銀行の登場、さらには利用者ニーズの多様化を背景とするものである。従来の銀行代理店は、銀行の100%子会社に限定するとともに専業義務を課すことによって、銀行店舗と同様の位置づけが行われていたことを見直し、異業種からの兼業による銀行代理仲介業への参入を可能とする銀行代理業制度が創設

21 金融審議会第一部会報告（2000（平成12）年12月21日）「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」3.（2）（金融2001年2月号17頁）。

22 金融審議会第一部会・前掲注21・3.（2）（金融2001年2月号17頁）。

23 さらに、銀行主要株主のうち、当該銀行の総株主の議決権の50%超を保有する個人株主は「特定個人銀行主要株主」とされ、当該特定個人銀行主要株主が総株主の議決権の50%超を保有する法人等、および20%以上50%以下の議決権を保有する法人等も、特定関係者に含まれる。施行令第4条の2第10号参照。

された²⁴。

制度創設に際して、金融審議会金融分科会第二部会（2005（平成17）年2月2日）「銀行代理店制度見直しの論点整理」²⁵が公表され、制度創設の必要性和制度設計の概要が提案された。そして、その中で、利益相反行為の防止の必要性が指摘された。

すなわち「銀行代理仲介業者がその業務の遂行の過程で、顧客等の犠牲で自己又は銀行の利益を図るという利益相反行為を防止するため、適切な措置を講じる必要がある。この点に関連し、過去、銀行経営者による個々の利益相反行為の積み重ねが、更にはいわゆる機関銀行化による不適切な融資が金融機関の破綻につながった事例があり、金融システムの健全性維持の観点からも利益相反行為を規制する必要があるとの意見があった。」と指摘し、さらにさまざまな考え方を整理して示したうえで、「法案化にあたっては、規制が必要となる具体的なケースを十分に整理し、真に必要な規制の内容を検討する必要がある。」と指摘した²⁶。ただし、これは、銀行代理業者ないしは銀行と顧客との間の利益相反行為の防止を指摘するものであって、銀行代理業者をアームズ・レングス・ルールにおける特定関係者とすべきことを直接、指摘するものではない。

銀行法の改正においては、13条の2の柱書において、特定関係者に「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」が加えられた。

第4節 2016（平成28）年の銀行法改正

2016（平成28）年の銀行法改正では、アームズ・レングス・ルールに関して、1993年の制度導入以降、初めて適用の柔軟化を実現するための改正

24 池田唯一＝中島淳一監修『銀行法』（金融財政事情研究会、2017年）10頁参照。

25 金融2005年3月号35頁以下参照。

26 以上、金融審議会金融分科会第二部会（2005（平成17）年2月2日）「銀行代理店制度見直しの論点整理」3.（3）⑥（金融2005年3月号37頁）参照。

が行われた。

同年の改正は、2015年6月にドイツで開催されたG7エルマウサミットで、金融の流れの透明性拡大が合意されたことを受けて行われたものである。この合意を実現することを目的として、①銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③銀行および銀行持株会社等による金融関連IT企業等への出資の容易化、④仮想通貨に関する法制度の整備、の4つの施策などを内容とする改正が行われた²⁷。アームズ・レングス・ルールの改正は、上記②の施策の具体策の1つと位置付けられるもので、「金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告 ～金融グループを巡る制度のあり方について～」(2015(平成27)年12月22日)を踏まえたものである²⁸。

金融審議会の報告では、持株会社の下でのグループとしての柔軟かつ効率的な業務運営を行うことの重要性を指摘したうえで、グループ内の共通・重複業務の集約にあたって関連する規制のあり方を検討し、その一つとして「グループ内の資金融通の容易化」を指摘した。すなわち、グループ内で資金余剰の法人から資金不足の法人へ社内レートによる資金融通を行うニーズがあるものの、アームズ・レングス・ルールが障害になると指摘したうえで、アームズ・レングス・ルールに基づく取引が、必ずしもグループ収益の最大化の実現とその成果の適切な配分に適さない場面もあると指摘した。そして、「アームズ・レングス・ルールについては、今後、金融グループにおける業務の柔軟化がますます図られていく中、その趣旨の徹底は一層重要になっていくものと考えられるが、同時に、例えば、グ

27 佐藤則夫監修『逐条解説 2016年銀行法、資金決済法等改正』（商事法務、2017年）2頁参照。

28 佐藤・前掲注27・4頁～5頁、7頁参照。このワーキング・グループの報告については、https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1/01.pdf参照。

グループ内の資金融通に係るアームズ・レングス・ルール²⁹の適用については、アームズ・レングス・ルール²⁹の趣旨が損なわれないよう留意しながら、グループにおけるシナジー効果の発揮といった今日的な課題を踏まえて、柔軟化を図る余地がないか検討することが考えられる。」と指摘した²⁹。

この報告を受けて、グループ内の資金融通の容易化を図るため、グループ内の銀行間取引について、銀行経営の健全性を損なうおそれがないといった一定の要件を満たす場合に限り、かつ、内閣総理大臣の承認を受けることを条件として、アームズ・レングス・ルール²⁹の適用を柔軟化する銀行法の改正が行われた。改正は、適用除外に関する同条ただし書に除外対象を追加する形で行われた。2016年改正後の現行の13条の2は、以下のとおりである。

(特定関係者との間の取引等)

第13条の2 銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又は特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引若しくは行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたとき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことそ

29 以上、直接の引用部分を含めて、「金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告 ～金融グループを巡る制度のあり方について～」(2015(平成27)年12月22日)第2章1. および2. (3) 参照。

の他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

ただし、グループ内の資金融通に関してアームズ・レングス・ルールの適用が除外されるのは、銀行持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合におけるこれら銀行間での資金融通に限られる（施行規則14条の8第2項柱書）。これは、銀行持株会社が傘下銀行間の取引に対して監督機能を果たすことが期待されているからである³⁰。さらに、一定の要件を満たすとともに、内閣総理大臣の承認を受けた場合に限られる。なお、銀行法上の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任されている点に注意が必要である（59条1項）。

第3章 アームズ・レングス・ルールの意義

アームズ・レングス・ルールは、第2章第1節で述べたように、業態別子会社方式によって銀行の信託業務および証券業務への参入に伴う弊害の是正策の一つとして導入された。そこで意識されたものは、参入による銀行経営の健全性への影響の可能性と、親子会社間での利益相反行為の発生

30 池田＝中島・前掲注24・182頁参照。

の可能性である。銀行にグループ経営を認めるに伴うグループ内取引における取引条件の公正さを確保することにより、銀行にグループを形成することを認めることによって生じうる銀行経営の健全性への悪影響を排除することが指向された。

また、利益相反行為については、親銀行から子会社への利益の移転と、それによる銀行経営の健全性への影響が懸念された。実際、1993年の制度創設時の16条の3では、銀行が「子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものと認められる取引をすること」（同条第1号）が禁止されており、銀行と子会社等との間で行う取引のうち、「当該銀行の取引の通常条件」に照らして銀行に不利益を与える取引が規制の対象とされていた。

ここで少し詳しく、アームズ・レングス・ルールの趣旨と目的について検討する。

アームズ・レングス・ルールにおける特定関係者の多くは、銀行と資本関係を有する者である。結合企業内で取引を行う場合、株式を保有する会社が議決権行使によって被保有会社を支配することが可能であるから、従属会社は支配会社との間で、不利な条件での取引を強いられる可能性が生じる。ただし、個々の取引条件のみに着目すれば、従属会社に不利益をもたらす取引であっても、当該企業グループに所属することに伴う有形無形の利益を享受できることも事実である³¹。グループ内の個々の会社の利益とグループ全体としての利益のどちらを優先すべきか、優先してよいかは、取引を執行する取締役にとっての難問である。これは、わが国に、企業結合法制を欠くことの帰結でもある。企業グループにおける支配・従属会社

31 受注や販売促進にかかるコストの大幅な削減、安定的な受注の下で生産態勢・サービス提供態勢を整えることができるに伴うコストの削減、統一的な商標の使用に伴う対外的な信用の向上、といったさまざまなメリットを享受することができる。

それぞれの取締役は、それぞれの会社に対して善管注意義務を負っており、親会社の子会社に対して影響力を行使することは是認されないとの見解が主張されているから³²、解決困難な問題であるともいえる³³。そこで、支配・従属会社間での取引条件の公正さを判断する基準として「独立当事者間取引基準」によるべきことが提唱された³⁴。ただし、この見解は、持株会社制度が解禁される前の見解である。持株会社の形態を用いて企業グループの運営に当たる以上、グループ全体としての利益の最大化を図る必要性の観点では避けて通れない問題として浮上する。しかし、法制上の手当てが行われていないため、困難な解釈問題が生じる。

取引関係における支配・従属関係、株式の保有による支配・従属関係のいずれの場合も、従属会社の利益を犠牲にして支配会社に利益が移転されることを何等かの方法で規制するための法制度や、取締役の会社に対する責任に関する解釈論が必要となる。これは、従属会社から支配会社への利益の移転を何等かの方法で規制しようとする点で、従属会社の株主、あるいはその少数株主の利益を保護することを目的とするものであると考えられる。

ところが、13条の2が規定するアームズ・レングス・ルールは、銀行の「取引の通常条件」に照らして銀行に不利益を与える取引が禁止されているから、通常の支配・従属関係にある当事者間における取引とは利益の移転が逆向きとなる取引が主に規制の対象とされている。これは、14条の

32 柴田和史「子会社管理における親会社の責任(上)」商事法務1464号(1997年)3頁参照。

33 結合企業の取締役の会社に対する責任に関するわが国の学説の状況については、拙稿「銀行グループの信用リスク管理のあり方」流経法学4巻1号(2004年)171頁参照。従来のわが国における企業結合をめぐる会社法上の議論が子会社の少数株主とその債権者の保護の観点から行われてきたことについて、文献の引用も含めて、舩津浩司『「グループ経営」の義務と責任』(商事法務、2010年)23頁参照。

34 江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』(有斐閣、1995年)17頁、37頁～41頁。

2の規定にみられるように、銀行には常に経営の健全性が求められるところから、特定関係者が経営不振に陥った場合を典型として、取引を通じて銀行からの利益の移転が行われやすい点に着目したものであろう。さらに、免許業たる銀行には、免許業であることによって利益が生じるところから、そのような利益が支配・従属関係を通じて他の関係者に流出する懸念がある。そこで、そのような利益の流出を予防する必要性に着目したものであろう。

また、特定関係者が良好な経営状態であった場合にも同様に規制される。銀行の株主利益の観点からは、特定関係者の経営状態に問題がない場合にアームズ・レングス・ルールに違反する取引を行うことは、税法上の問題は別として、独立した商人間の取引として、合理的な経営判断であると考えられることでもある。取締役の経営における裁量の問題と考えることができるからである。しかし、アームズ・レングス・ルールは、そのような銀行取締役の判断を許さない。このようにみえてくると、アームズ・レングス・ルールは、銀行取締役が行う取引条件の設定に関する経営判断における裁量の幅を制限していることになる³⁵。

このよう、アームズ・レングス・ルールは、銀行と特定関係者との取引において銀行から特定関係者への利益の移転によって、銀行経営の健全性に影響が生じないようにしている。特定関係者に当該銀行を支配する関係にある銀行主要株主、銀行持株会社、親法人等を含むのは、機関銀行化を

35 筆者は、銀行取締役の融資判断における注意義務が高度注意義務であると解している。その具体的な意味は、融資判断における銀行取締役の裁量の幅が狭められ、銀行にとってより安全な選択肢の中から選択する必要があるという点にある。そして、銀行取締役がこのような判断をすべき必要性は、預金という負債を持たない銀行以外の一般企業には見られない特徴であり、銀行取締役が融資判断において負っている注意義務が高度注意義務であると考えられる根拠である。拙著『融資判断における銀行取締役の責任』（中央経済社、2011年）66頁～80頁参照。

防止する目的である³⁶。機関銀行化を防止するのは、銀行の株主の利益を保護することを目的とするものではない。アームズ・レングス・ルールは、銀行と特定関係者との取引の結果、銀行経営の健全性に影響が生じて、銀行が預金の払戻しを行えなくなることを予防しているのであり、預金者保護を目的としていると結論付けることができる。このことは、預金者が存在しない銀行持株会社にアームズ・レングス・ルールに関する規制が置かれていないところからも明らかである。

むすび

本稿では、これまでわが国であまり検討されてこなかったアームズ・レングス・ルールを対象として、立法化の経緯と制度制定後の変遷について検討するとともに、その意義について私見を述べた。

アームズ・レングス・ルールは、銀行とその特定関係者との間で、利益の移転を許さない厳格なルールである。これにより、銀行とその特定関係者、さらには特定関係者の顧客との間で行われる取引・行為の結果、銀行経営の健全性が損なわれないことと、機関銀行化の防止が図られている。

本稿での検討の結果得られた結論は、アームズ・レングス・ルールが特定関係者との取引の結果、銀行経営の健全性が損なわれ、預金の払戻しが困難となることを防止すること、すなわち、預金者保護を最終的な目的としているということである。株式会社においては、株主利益最大化原則³⁷が指向され、これに対する明確な反対論は提唱されていない。しかし、少なくとも銀行株式会社においては、銀行取締役の経営判断における裁量の

36 小山・前掲注7・233頁。第2章第2節・第3節も参照。

37 具体的な意味内容を含めて、落合誠一「企業法の目的——株主利益最大化原則の検討」岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法7 企業と法』（岩波書店、1998年）23頁参照。

幅を狭める結果となっても、株主の利益保護以上に預金者保護が徹底して求められていることになる。

現在のわが国では、持株会社制度を利用して企業グループを形成することが多くみられる。グループ利益を追求することは、現在のわが国において、会社法上、正面から認められていないものの、これが今後とも続くかどうかは、予断を許さない。ただし、会社法上、グループ利益の追求が将来、認められたとしても、銀行法上、厳格なアームズ・レングス・ルールが適用される銀行グループにおいては、アームズ・レングス・ルールの観点から、それは困難となる。これに対して、銀行法の側でも、2016年の銀行法改正では、アームズ・レングス・ルールに基づく取引が必ずしもグループ収益の最大化の実現とその成果の適切な配分に適さない場面もあるとの問題意識の下で、改正が行われた。また、制度創設時には、業態別子会社方式による相互参入を認めるという制度見直しの意義を減殺しないよう、アームズ・レングス・ルールを必要最小限のものとすることが重要であると指摘されていた。アームズ・レングス・ルールをどこまで、そしてどの程度、厳格に運用すべきかが問われる。異業種からの銀行業への参入の表明が相次ぐ中で³⁸、とくに、他業への進出が認められていない従来から存在する銀行グループにおいては、グループ利益の追求と預金者の利益保護との関係についても、将来的には、検討すべき課題となろう。

最後に、アームズ・レングス・ルールに関する詳細かつ多角的な検討については、別稿に譲る。

38 無料の対話アプリケーションを運営するLINE株式会社がみずほ銀行と共同で新銀行を設立するとの報道（2018年11月28日付け日本経済新聞朝刊1面）、大手旅行会社の株式会社エイチ・アイ・エスがインターネット銀行への参入を表明したとの報道（2018年12月11日同紙朝刊17面）、通信大手のKDDI株式会社がカブドット証券への出資を表明するとともに、傘下に銀行を含む包括的な金融持株会社の設立を表明したとの報道（2019年2月13日同紙朝刊2面）がある。

これは、新規参入する異業種企業にとって、決済業務をグループ内に取り組むことによる本業との相乗効果が大きいことによるものと思われる。